

くろまぐろ型TACに関する福島県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年6月30日 公表
一部改正平成29年8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、ひき釣り漁業等により本県海域を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県の水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について福島県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ体重 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	7.9トン
太平洋くろまぐろ体重 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

小型魚について、全国において 3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における漁獲実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下、

「基本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について、採捕の種類別、海域別及び期間別に数量は定めない。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した漁獲可能量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1. 小型魚の保護、漁獲努力量の抑制

(1) 通常時

体重1キログラム未満の個体の放流に努める。

(2) 第2に示した漁獲可能量の7割到達時

(1)の管理措置に加えて、操業時間短縮又は操業日数の抑制に努める。

(3) 第2に示した漁獲可能量の8割到達時

(1)の管理措置に加えて、操業時間短縮又は操業日数の抑制に取り組む。

(4) 履行確認

(3)の取組状況について、漁業協同組合所属の漁業者については漁業協同組合ごと、漁業協同組合に所属していない漁業者については漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2. 漁獲量の報告

沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、その他の漁業(混獲等)別に漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

3. 注意報等の発出

第2に示した漁獲可能量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、漁業者団体及び

漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

4. 遊漁者及び遊漁船業者への取組み

遊漁者及び遊漁船業者に対して、国と連携し以下の取組みを行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応について協力を要請する。
- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても漁業者の取組に歩調を合わせた対応について協力を要請する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2に示した漁獲可能量の消化状況に応じて、次のとおりの頻度で漁協等県内関係者へ報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

1. 漁獲可能量の消化状況に応じた報告頻度

- (1) 通常時:月1回
- (2) 漁獲可能量の8割を超えた場合:月2回(1～15日、16日～末日)へ報告頻度をあげる。

2. 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。